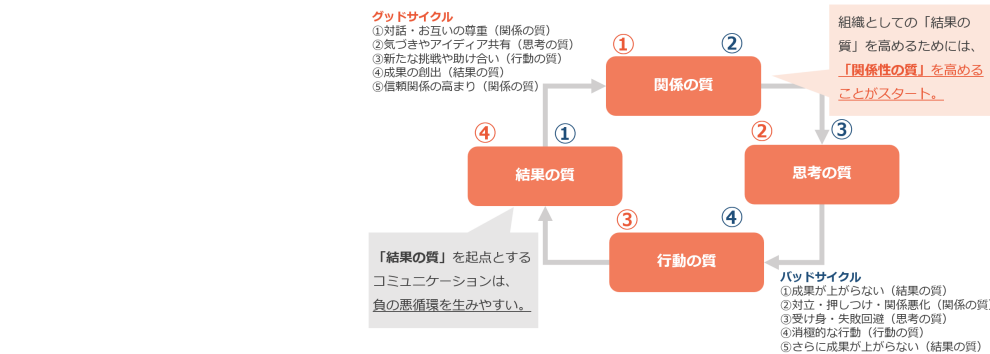




今回は、人事コンサルより「ダニエル・キム氏が提唱した組織開発のフレーム」を御紹介します。労務コンサルからは、いよいよ来月から実施される「定額減税」について御紹介させていただきます。

組織を持続的に成長させる「成功循環サイクル」とは？ 人事評価

組織を持続的に成長させていくためには、何が必要なのでしょう？今回はこの問いに対して重要な示唆を与えてくれる「組織の成功循環モデル」というものをご紹介します。これは、マサチューセッツ工科大学組織学習センター共同創始者のダニエル・キム氏が提唱した組織開発のフレームです。



興味深いのは、4つの要素は同じでも、「どこをスタートとするか」によって「よい循環」と「悪い循環」があるという点です。「悪い循環（バッドサイクル）」では、「結果の質」がスタート地点になります。なかなか成果が上がらず「結果の質」が低下すると、対立や押し付け、命令が横行するようになり、「関係の質」が低下します。一時的に成果が上がるかもしれませんが、それはメンバーが追い詰められた状態で出した成果にすぎないので、なかなか持続しません。「関係の質」が悪化すると、メンバーは考えることをやめ受動的な姿勢になってしまい、仕事がつまらなく感じ、「思考の質」が低下してしまいます。積極的に行動しなくなるため、「行動の質」も低下して、より一層成果が上がらなくなり、更なる対立につながる、というわけです。停滞していたり、なかなか成果の上らない組織では、このようなバッドサイクルに陥っていることがよくあります。

一方、「良い循環（グッドサイクル）」では「関係性の質」がスタート地点になります。関係を高めた組織では、メンバーがより能動的にアイデアを出し、他のメンバーから出されたアイデアに対しても前向きな意見を述べるようになり、チームとしての思考の質が高まっていきます。すると、高い質の思考が行動の質につながり、結果の質を高めることにつながっていきます。結果が出ると、信頼関係がさらに高まり、好循環が生まれるようになる、というのが、組織の成功循環モデルにおけるグッドサイクルです。

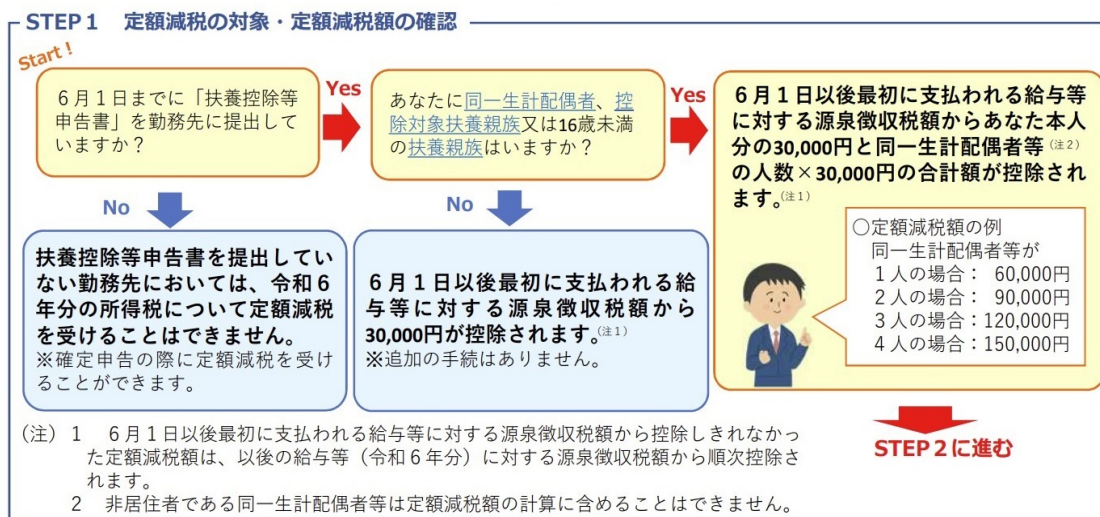
ここで重要なのは、「組織としての『結果の質』を高めるためには、『関係性の質』を高めることがスタートである、ということ。特に今は「正解」がなかなか見えにくく、不確実性が高い時代です。だからこそ、社員一人ひとりのアイデアや意見、モチベーションを引き出すことが重要になると考えます。結果が求められる立場になればなるほど、ついつい目先の結果そのものに目が行きがちですが、そんな方はぜひ、この「組織の成功循環サイクル」を頭の片隅に置いていただければ幸いです。

詳しく知りたい方は「[人事評価を成功させるための運用上のポイントとは？（無料ダウンロード）](#)」資料もご覧ください。

令和6年分所得税の定額減税。フローチャートで確認

会社などにお勤めの方についての所得税の定額減税は、「令和6年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（以下、ここでは「扶養控除等申告書」といいます）を提出している勤務先において行う必要があります。国税庁が給与所得者の方向けに作成したリーフレットに、定額減税の対象となるかどうかなどを確認できるフローチャートが掲載されていますので、確認しておきましょう。

令和6年分所得税の定額減税のための申告フロー（国税庁のリーフレットより一部抜粋）



※ 補足：上記のフローチャートでいう“あなた”は、給与所得者（社員）のことを指しています。

[引用] [令和6年分所得税の定額減税のための申告フロー](#) [PDF]

「令和6年4月源泉所得税の改正のあらまし」を公表（国税庁）

令和6年度の税制改正などにより源泉所得税関係について行われた改正のうち、主要なものを紹介する「令和6年4月源泉所得税の改正のあらまし」が、国税庁から公表されました。定額減税の実施が最も重要といえますが、次のような改正も行われますので、早めに確認しておきましょう。

「令和6年4月源泉所得税の改正のあらまし（国税庁資料）」から一部抜

- 令和6年10月1日以後に提出する「給与所得者の保険料控除申告書」について、次に掲げる事項（申告者との続柄）の記載を要しないこととされました。
 - 社会保険料について、社会保険料のうちに自己と生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべきものがある場合におけるこれらの者の申告者との続柄
 - 新生命保険料及び旧生命保険料について、保険金、年金、共済金、確定給付企業年金、退職年金又は退職一時金の受取人の申告者との続柄
 - 介護医療保険料について、保険金、年金又は共済金の受取人の申告者との続柄
 - 新個人年金保険料及び旧個人年金保険料について、年金の受取人の申告者との続柄
- 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとされました。この改正は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」について適用されます。

※注：「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」についても、同様の改正が行われました。

[引用] [源泉所得税の改正のあらまし](#) [PDF]

MINAGINE NEWS LETTER

発行：社会保険労務士法人ミナジン／株式会社ミナジン

住所：〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 WeWork 日比谷FORT TOWER

[Mail] info@sr-minagine.jp [Web] <https://sr-minagine.jp/>